

ID: 1015

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	自動車車庫等の敷地と道路との関係に係る特例の認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。))に係るものに限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	山口県建築基準条例 第21条ただし書		
例 規 番 号	昭和47年 山口県条例第42号		
【根拠条文】 (自動車車庫等の敷地と道路との関係) 第21条 自動車車庫(床面積の合計が50平方メートル以内であるものを除く。)又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地には、自動車の出入口を次の各号のいずれかに該当する道路又は道路の部分に面して設けてはならない。ただし、知事が交通の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。 (1) 幅員6メートル(床面積の合計が150平方メートル未満の自動車車庫の場合においては、4メートル)未満の道路 (2) 道路の交差点又は曲角から5メートル以内の部分 (3) 勾配の急な坂 (4) 橋、踏切又はトンネルから10メートル以内の部分 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日